

令和5年度 第1回松戸市介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和5年5月25日(木) 午後2時から午後3時00分まで

開催場所 男女共同参画センターゆうまつど 3階研修室  
(一部オンラインにて実施)

出席委員	川越正平	委員(会長)	※オンライン出席
	久留善武	委員(副会長)	※オンライン出席
	滝本実	委員	
	鈴木英男	委員	
	手島宏明	委員	
	石山麗子	委員	※オンライン出席
	鈴木麗子	委員	※オンライン出席
	小松崎康文	委員	※オンライン出席
	安西順子	委員	※オンライン出席
	小川早苗	委員	
	小野順子	委員	※オンライン出席
	宮本哲男	委員	
	中村朋恵	委員	※オンライン出席
	原田信子	委員	※オンライン出席
	丸田敬子	委員	※オンライン出席
	畠山桂介	委員	※オンライン出席

事務局出席者(一部オンライン出席)

福祉長寿部 楊井部長

介護保険課 高橋課長、横山専門監、松崎補佐、伊藤補佐、塩田主幹、  
新里主幹、須志原主査、蟹江主査、木戸主査、仲澤主査

地域包括ケア推進課 有山課長、守田保健師長、田中補佐、小野補佐、青木主査、  
大草主任主事、岡主任保健師

傍聴者 6名

令和5年度 第1回松戸市介護保険運営協議会議事録

日時：令和5年5月25日（木）

午後2時00分～午後3時まで

場所 ゆうまつど 3階研修室

（会長）

それでは、第1回松戸市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

まず、会議の公開についてですが、当会議は公開の会議となっております。

〇〇様他5名から、本日の会議を傍聴したいとのことでもあります。これを、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

どうぞ、お入りください。

<傍聴者入場>

（会長）

それでは会議次第に添いまして、議事を進めます。

まず、報告1資料No.1「令和5年度介護保険運営協議会の方向性について」、事務局から説明をお願いします。

（介護保険課専門監）

資料1について、ご説明申し上げます。表紙をめくっていただき、2ページをご覧ください。

今年度は介護保険事業計画の策定年度にあたります。通常の議題に、計画に関わる議題等が加わり、委員の皆様にご審議いただく内容が多くございます。そのため、計画の議論をより深めていただきたい考えでございます。前年度に比べて、一部内容を変更した点についてご説明させていただきます。3ページをご覧ください。変更内容といたしましては、2点ございます。

まず、1点目「地域密着型サービス事業者等の状況について」につきましては、

これまで年 4 回の会議において毎回ご報告をしておりましたが、ご報告の頻度を、第 2 回と第 4 回の会議とするものです。変更の目的につきましては、今年度は介護保険事業計画の策定にあたり、通常の議題に加えて計画に関わる議題について、ご審議いただく時間を確保し、議論を深めるためと考えております。

なお、これまで通り、年 4 回の「利用状況調査」は実施し、集計結果につきましては、その都度、松戸市ホームページに市民向けの情報として掲載いたします。

4 ページをご覧ください。次に 2 点目として、「地域密着型サービス事業者等の状況について」、「地域密着型サービス事業者等の指定等について」の資料構成を見直し致します。概要をまとめた資料を作成し、併せて従来資料を参考資料として、委員のみなさまにお届けいたします。目的といたしましては、分かりやすい資料を提示することで、より充実した議論ができるよう工夫するものです。

5 ページ以降につきましては、参考までに、今年度の議題予定を記載しております。先ほど申し上げましたが、第 2 回の内容を踏まえ、計画・策定を所管する高齢者保健福祉推進会議に 8 月上旬に報告予定となっております。

6 ページをご覧ください。10 月以降につきましては、高齢者保健福祉推進会議の状況により、計画については報告内容等が変わることがありますのでご承知おき下さい。以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

2 ページ目ですけれども、はじめにのところが後段の方に書いてあります、令和 6 年度に介護保険制度の改正があるという予定になっているのは承知してはいますが、新しいサービスの創設などを踏まえ、必要に応じ、今後の介護保険運営協議会の進め方を検討というふうにありますけれども、進め方を検討というのは具体的にどんなことをお考えなのでしょうか。

(会長)

それでは事務局お願いいたします。

(介護保険課長)

まず、新しいサービスの創設ということですが、国の方の会議資料等を見ますと、具体的にこの会議が所管する内容としましては、新たな複合型サービスというものが創設される予定でございます。

複合型サービスというのは訪問系と通所系を合わせたサービスというふうに説明をされておりますが、私どものイメージでは小規模多機能型の泊まりがないものというようなイメージなんでしょうか。そういったような複合型サービスが創設予定であると。これまで介護保険運営協議会の内規的なことといたしまして、地域密着型サービスの指定すべてをこの会議にかけるのではなくて、例えば地域密着型デイサービスであるならば、泊まりがなければ、ご報告とさせていただきますといったような運用をしておりますので、こういった複合型サービスができて指定がされるときに、報告の内容でいくのか、審議の内容でいくのかですとか、或いは、今回地域包括支援センターが今まで介護予防支援事業所ができるというふうになっていたものが、居宅介護支援事業者ができるというような形に制度改正の議論が進んでおりますので、その介護予防支援の部分についてもどうするかといったような事によっては、審議というより報告の内容が多くなるのかなといったようなことを想定して、このような書き方をさせていただきます。以上です。

(委員)

はい。わかりました。ありがとうございます。

(会長)

そのほかいかがでしょうか。無いようでしたら、報告 1 資料No.1「令和 5 年度介護保険運営協議会の方向性について」の質疑を終わります。

続きまして、議題 1 資料No.2「地域密着型サービス事業者等の指定について」、事務局から説明をお願いします。

(介護保険課課長補佐)

資料 No. 2「地域密着型サービス事業者等の指定について」ご説明いたします。

今回ご審議頂く対象事業所は、指定更新と致しまして、小規模多機能型居宅介護 1 件、地域密着型共同生活介護 1 件でございます。資料の 2 ページをお願いいたします。

小規模多機能型居宅介護、名称は『小規模多機能型居宅介護サンパティオ』、運営法人は「社会福祉法人陽光会」、所在地ほかにつきましては、参考資料の 1 ページ及び 2～4 ページに記載の通りとなります。登録定員は 29 名でございます。運営指導等による確認で問題ないものと判断し、来る 6 月 1 日に更新の方

向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、認知症対応型共同生活介護、名称は『認知症対応型共同生活介護サンパティオ』、運営法人は「社会福祉法人陽光会」、所在地ほかにつきましては、参考資料 1 ページ及び 5～7 ページに記載の通りとなります。利用定員は 18 名でございます。こちらにつきましても運営指導等による確認で問題ないものと判断し、来る 6 月 1 日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

資料 3 ページから 4 ページにかけましては、報告事項でございます。はじめに、3 ページをお願いいたします。

こちらの『ご長寿クラブ松戸八ヶ崎デイサービスセンター』は、令和 5 年 2 月開催の、令和 4 年度第 4 回松戸市介護保険運営協議会においてご審議いただきました地域密着型通所介護でございます。「株式会社アーバンアーキテック」が、「株式会社創生（そうせい）事業団」に吸収分割されることを受け、令和 5 年 4 月 1 日付で、新規指定の承認をいただいたものでございます。令和 5 年 3 月 27 日に、「株式会社アーバンアーキテック」より、諸般の事情で吸収分割に必要な手続きが完了できないとの報告があり、引き続き「株式会社アーバンアーキテック」として運営を継続していく意向であることを確認いたしました。また、市ではこの報告を受け、県・他市におけるサービスの状況についても確認いたしますとともに、翌 3 月 28 日に、新規申請の取り下げ願いを受理いたしました。

なお、今回の経緯について、利用者、ご家族への説明を完了していること、利用者への影響は出ていないことを確認いたしましたが、今年度事業所において開催される、第 1 回目の運営推進会議において、改めて吸収分割中止の経緯を、利用者及びご家族へ報告するよう指導いたしました。

続いて、4 ページをお願いいたします。地域密着型サービスの指定更新となりますが、宿泊サービスを伴わない地域密着型通所介護が 2 件、居宅介護支援が 6 件、介護予防支援が 5 件ございました。

更新に先立ち実施した運営指導等におきましても、基準上問題ないものと判断し、指定更新をさせていただいております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

1 件質問があります。今日の審議という中で、サンパティオの小規模多機能の

方ですね、質問にも出して一応回答いただいておりますけれども、一部不明なところがありますので、簡単に別の言い方でもって質問したいと思います。

参考資料2ページの表があります。審査報告票No.1、このところですけども、下の段にですね、加算体制届出状況（予定）というのがあります。この予定ということがよくわからなかったのですが、例えばこの表の中に、看護職員配置加算というのがありまして、加算3と出ております。これは今現在加算されているのでしょうか。それとも予定なののでしょうか。どちらになりますか。

（会長）

それでは事務局お願いします。

（介護保険課事務局）

質問事項の回答の方には記載させていただいておりますように、予定とさせていただきますのは、地域密着型サービスの新規指定、指定更新の審査は、こちらの介護保険運営協議会で皆様にご承認されて初めて決定事項になるという意味合いで、予定とさせていただきます状況です。

今現在運営されている状況での、加算はされている状況になります。6月1日付で指定更新されました後も、加算の方が認定されていくということになります。以上です。

（委員）

わかりました。最初のご説明にあった、審議されるまでは予定です、ということですが、どうもそこのところがよくわからなかったので、改めて質問しました。

今現在、この看護職員配置加算がされているということでしたらわかりました。ただですね、この表を記載するにあたって、もし、今現在やっていない、この加算が認可された後ですね、指定更新された後、新たに始まるというものがあれば、それはそれで、例えば※印をつけるとかですね、そういった表示をしていただきたいというふうに思います。

それから大変細かいことで恐縮ですが、このこの加算体制届出状況（予定）ということですけども、（予定）というのですね、前の資料を見ましたら、去年、1回目から4回目で2回（予定）と出ています。もう2回については、（参考）というふうになっていました。この表記はどちらかに統一したほうがいいと思いますので、もう一度前の資料を確認した上で決めていただければいいかなというふうに思います。私の方から以上です。

(会長)

委員ありがとうございました。そのように今後お願いいたします。  
その他ご質問ご意見いかがでしょうか。

(委員)

もうすでに質問させていただいてご回答いただいておりますので、簡潔に申し上げます。

資料の2ページから5ページですが、事務局でお作りいただいた審査報告票、協力医療機関との連携体制ということですがけれども、協力医療機関の名前しか入っていない。これ前々からちょっと気にはなっていたんですけども、お聞きしましたところ、具体的なルールというのがこれになっているという回答なんですけれども、まず質問要旨の方に書かせていただいたように、指定基準上は定めがございます。いわゆる連携体制ですので、基本的にはやはり消費者側から見たときには、一体どんなことが医療機関からしていただけるのかということが最大の関心事ですので、少なくとも、定期的な健診を行うとか、なにかしらあった時に診察をしてもらえるとか、その程度のことは記載されているのかなという気がいたしております。

このようなことを申し上げておりますのは、基本的に有料老人ホームなんかですけれども、景品表示法上の不当表示の指摘を平成16年から18年まで3回にわたって受けて、これはそれなりに消費者サイドから見たときに、不当表示に当たるということの、行政的な判断がなされた上での指導ですので、こういう行政指導を受けているということも背景にありますので、このように実際には市の方で聴取されていることなんだろうと思いますので、そこについてはこの表記が医療機関との連携体制となっていますので、今のこのような表記だけでしたらここは協力医療機関名だけでいいはずなので、ここは連携体制って書いてある以上、何らか完結で構わないので、連携の体制のどういったことをしていただいているかというのは気にしていただいた方がいいかなというふうに思っております。

(会長)

ありがとうございます。事務局何か追加のコメントございますでしょうか。

(事務局)

ございません。

(会長)

どうでしょう。協力医療機関の名称は書くけれども、連携の何たるかが不明というもう1個質問、ご意見だと思うんですけども。

(介護保険課長)

この参考表の書き方が当初からこうなっていたのがある意味問題かもしれないのですが、ここで意図しているのは、委員ご指摘になった部分でいうと、前段でお話になられていた、協力医療機関のありなしや、どこにあるかで、この介護保険運営協議会でも、過去、お願いといたしますか、内容がありましたが、できる限り市内医療機関であるかどうかの確認といったようなこともございましたので、具体的な連携体制の内容を書くというよりは、どこと連携をしているということを目的にした書類ですので、むしろちょっと項目の書き方がよろしくなかったかなというふうに思っております。

実際、連携体制は確かに口頭では確認はいたしますが、提出していただく書類ですと、その連携体制はやはりピンからキリまでの書きぶりがございますので、協定書の写しというところで私どもは確認をしているところというのがありますし、それから委員がご紹介にあった、例えばその利用者の健康診断云々という部分も、いろんな施設によっては、それまでの主治医との関係性を大事にしている施設もございますので、そこがまた一概にはできないという部分もありますので、今後ちょっとこの項目名を変更させていただきたいと思っております。以上です。

(委員)

市のお考えなので、そこはいいんですけども、質問事項一覧の左側に書きましたように、これは老人福祉施設ですけども、指定基準の施行規則におきまして、協力医療機関については、協力病院の名称及び診療科目並びに、当該協力病院との契約の内容とされているんです。

従いまして、当然、指定行為において、こちら辺は、事業者側としては出してくる話ですから、私としては先ほど申し上げた景品表示法公正取引委員会の指摘等を踏まえますと、今の市の判断としては、表の方を直すということなんですけれども、私はどちらかっていうと逆で、内容の方を書いた方がいいのではないかという意見を持っておりまして。

ただそれは、この運営協議会が決定機関ではないと思っておりますので、市の側の判断にゆだねますけれども、意見としては申し上げておきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます重要なご指摘だと思います。

確かに介護保険法上の定めとしては名称が報告されれば良いということになっているということでもよろしかったでしょうか。そうかもしれませんがけれども、実際にコロナ禍で経験したことはたくさんあったかと思うのですけれども、実際に医学指導してもらえるような医療機関との関係が乏しいところがあったり、主治医の先生が実質的にいらっしゃらない入居者がいらしたりという事案があって困ったということだったのではないかと思いますので、過去これまでの法や定めにある通りにやること自体は、それはそれでやるとしても、松戸市として、例えば市内の医療機関を原則として選んでくださいというようなことを定めていることと同様に、できる工夫努力をするというご提案、ご意見なのだと思います。そんな趣旨でもよろしかったでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございます。

委員長のご指摘いただきました通り、特にこれから後期高齢者、医療依存度の高い方が増えていくことも考えますと、やはり医療については非常に重要な関心事でありますし、それからよくありましたのは、協力医療機関と書いてあるんですけども、診療科が書いていなくて、例えば整形外科しかないとか、内科ではないので診てもらえないとかですね、こういったたぐいが多かったので、公正取引委員会から、景品表示法上の指定告示まで受けてしまっているというのが実態でございますので、やはり委員長ご指摘の通り、今後、検討する際に、改善の方向で検討していただければなど。特に松戸市は先進的な自治体でございますので、先陣を切って範になっていただければなどという思いで申し上げます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、重要な議論がなされたと思いますので、事務局の方でぜひご検討いただければと思います。その他ご質問ご意見いかがでしょうか。

(委員)

今の松戸市のホームのですね、いろんな状況というのを聞いて、なかなか元気でやっているのかなっていう感じはしたのですが、一方で、3月の朝日新聞の夕刊の記事なんですけども、介護施設 3 割の倒産の可能性とかっていう記事があったんですよ。その中身を見ますと、今、議論されていることはもちろんなんですけども、要するに、物価高とか、人件費の削減とかいろんな状況が出て

きて、すごく心配な状況にあるということで記事が載っていたのですが、松戸市の状況というのは、現時的には市の方でどういうふう把握しているのでしょうか。

(会長)

ご質問ありがとうございます。事務局の方でお答えをお願いします。

(介護保険課長)

はい。まず物価高、人件費云々という部分ですが、これはやはりコロナ禍から、それからウクライナ情勢から、そういったことで、これは介護業界に限ったことではないと思いますけれども、いろんな情勢が苦しいというお話は、各事業者さんから聞いております。そういった部分で、私どもでできる補助金等を出しながら運営についてはご協力をさせていただいているところです。

実際倒産がどれだけあるかというのは、はっきり申し上げますと、私どもが把握できる部分というのは、どうしてもこの地域密着型サービスの俎上に上がるものしかわかりませんので、そちらの事業者さんが倒産というよりは事業を廃止したいといったようなところでの届出は何件かお受けしておりますけれども、それは法人の倒産とはまた意味も違いますので、一概に議論できることではないと思いますが、やはり物価高騰等についての何らかの影響があるかなというふうに思います。

それに関連して、おそらく委員のもう一つの質問も載っていたのかなというふうに思っております、やはり、例えば、委員の方のご質問の中の、吸収分割について何か影響がなかったのかどうかといったようなこともご質問として出ておりますが、そういったところはある意味私たちは一番気にしているところです。幸いにしてということになってしまいますが、こちらは地域密着型デイサービスが主の部分でしたので、こちらの部分は実態として影響がなかったということもありますし、この会社について申せば、実際は、吸収分割が頓挫しただけであって、すでにグループの傘下にはもうすでに入っているのです、そういう意味でも運営上問題がなかったというところなんです、やはり、冒頭申し上げた介護業界のみならず、いろんなところで、企業の大規模化等によって、その経営の安定性を図りたいというような動きがいろいろ見えているのは確かです。

あと、このウクライナ云々というところだけではないのですが、もう一つ 1例で申し上げますと、松戸市では今グループホーム 39 ヶ所ございますけれども、5 ヶ所は過去に事業譲渡が起きています。それから、あと 5 ヶ所は大きなグループの傘下に、参加した、大企業のグループの中に参加して、より経営の安定性

を凶ったなんていうのもあるので、やはりいろんな意味で、苦しいんだろうな  
ということは、私どもとしては見ております。事業者さんがたくさんいらっしゃる  
ので私たちが言うのがなんなんですけど、なので、現状はというと、幾つ  
云々という直接的なお話ではできませんけれども、何らかの影響が出ているとい  
うふうに考えています。

もし委員さんの方で何か追加のことがありましたら、ご指摘いただければと  
思います。

(会長)

では、〇〇委員お願いいたします。

(委員)

今、課長の方からいただきました、委員ご質問の件につきましても補足させ  
ていただくと、介護保険制度は基本的には現物給付の形をとっておりますので、  
保険者が所管しておりますのは、国が定めた指定基準に従って、サービスが現  
物として供給される体制を確保するのは市町村、保険者の責任ということにな  
りますが、ただ、これがどのような主体がサービスを提供するかということに  
ついては、これは市町村の及ばない範囲になってしまい、介護保険法自体は、  
基本的には主体規制原則撤廃いたしまして、株式会社、NPOや農協、生協、  
社協とかですね、様々な主体が参入しておりますし、それぞれ主体の経営規模  
というのも異なります。それから、それぞれの経営手法や会計基準も異なりま  
すので、それぞれの主体ごとに経営というものがあるわけですね。

私は、よく申し上げるんですけど、様々な主体が参入していて、税制上も  
違いますので、そういった中で、特定の法人が出来て、他の法人が出来ない  
ということであれば法人間の条件の違いによる差だと思いますし、それから、同  
じ主体でも、出来ているところと出来ていないところがあるのであれば、それ  
は経営の差です。どの主体が参入してやっても、どこがやっても出来ない  
のであれば、条件が厳しすぎるか、報酬が低すぎるということになります、現在の  
ところ、少なくとも現下の状況下で、確かに、物価高騰や資材が足りないとか、  
それから人が集まらない、それから、人件費の高騰、こういったことが要因と  
して経営を圧迫しているという状況が、ほとんどの事業所において全国的に見  
られるということでありまして、私どもも先だって政府与党に対して、そうい  
った実態を調査した結果、令和2年度3年度4年度調査いたしました。それ  
ぞれ1.5倍から2倍ほどの上昇率でございますので、その間、介護報酬として  
は3年間固定されますので、どうしても状況に応じて可変的に報酬が上がったり  
下がったりしませんので、こういった中で経営が苦しいということはあるう

ると思いますが、少なくとも現在において、苦しい事業者もいるけれども、何とか経営をやっている事業者もおられるということなので、そうするとやっぱり経営的なところの手腕というのが問われてくるのではないかという気もいたしますが、いずれにしてもそれは事業者さんがお考えになることでございますので、市としては、ただいまのご質問があったときに、質問に答えるとするれば、今課長がおっしゃったように、サービスの供給が滞るかどうか、ここが最大の問題だと思えますけれど、現状松戸市において、あるサービスが滞る、市民にサービスが届かなくなるということについての状況は今のところないということでございますので、私の質問は、そういう不安に対して利用者きちんと説明したのか、ということをご質問させていただいたということでございます。以上です。

(会長)

ご説明ありがとうございました。

(委員)

今の課長さんのお話にあった通りだと思うんですけども、実際にそのホームに家族が入っている人たちについては、そういうホームの経営状況であるとか、松戸市のそういう対応策というのをどこまで把握しているかというものあると思うんですよね。ですから、そういうことが仮にあったとしても、松戸市ではこういう対応を一応するというか、対策を講じていくということも、もしあるのだったら、それを家族の皆さん方に積極的に打って出て欲しい。というのは、こんな記事を見ちゃうと、うちのおじいちゃんおばあちゃんが入っているホームは大丈夫なのだろうか。個人的にはホームの経営状態なんかわかりませんからね、ある日突然ホームが倒産しました、出てってくださいっていう状況にあったホームって結構出ているんですよね、新聞なんかにも。だからそういうことは、松戸市では僕はあつて欲しくないっていう考えがありますので、そういう対策については、何か生じたときに松戸市では、その状況に応じた対応策をとっていくと言って、制度的なものとかありますよということも、市民の皆さんというか、ホームに入っているご家族の皆さん方にもね、何らかの形で伝える方法っていうのは、あったらいいのかなっていうふうにちょっと感じたので、こういう質問させてもらいました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

倒産ではありませんけれども、過去に松戸市内のグループホームが事情によ

り閉鎖になって、他の施設に入居者全員に移っていただいたというような時にも市にもたくさん骨を折っていただいたかと思います。そうやって事案が残念ながら発生した場合には、もちろん利用者保護の観点が最優先であることが間違いないと思いますが、もちろんそうならないことが一番いいとは思いますが。

(会長)

他にご意見等ございますか。

無いようでしたら、議題1「地域密着型サービス事業者等の指定について」承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題1は承認されました。続きまして、報告2資料No.3「常盤平及び常盤平団地包括の住所地変更について」、事務局から説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

報告2「常盤平・常盤平団地地域包括支援センターの所在地移転について」ご説明させていただきます。資料No.3をご覧ください。常盤平地域及び常盤平団地地域、2つの地域包括支援センターの移転についてご報告いたします。

常盤平地域におきましては、5月15日付にて西友常盤平店の5階へと移転を完了し、通常通りの運営を開始致しております。

常盤平団地地域につきましては、6月1日付にて、現所在地に隣接しております常盤平団地中央商店街C5号室への移転を予定しております。移転先であるC5号室は常盤平地域包括支援センターが使用していた場所になります。

なお、常盤平地域・常盤平団地地域の両地域に移転に伴う電話番号・FAXの変更はございません。

以上、常盤平及び常盤平団地地域包括支援センターの所在地移転についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

特にございませんでしょうか。無いようでしたら、報告2資料No.3「常盤平及び常盤平団地包括の住所地変更について」の質疑を終わります。

(会長)

最後にその他としてご意見ご報告事項ありますでしょうか。

(委員)

お願いが1件ありまして、議題と全く関係ないのですが、この会議もですね、オンライン会議が続いておりますけども、コロナもだいぶ収まってきて、ここは一つですね、やはり皆さんと対面で行った方がいろんな意思疎通が発揮できるのではないかというふうに思います。

例えば今日、いろんな方からの意見を聞いて、副会長のお話から、いろんなふうにもっと、話が飛んでいくっていいですかね、広がっていきましても、そういった議論が、各委員参加して話のできるような形が望ましいのではないかというふうに思いますので、できましたら、しかるべくですね、オンライン会議は例えばどうしてもその日出られない人で、オンラインを使いたいという人がいれば、もちろん準備する必要があるかと思っておりますけども、極力そのような方向でやっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ会長、ご検討をお願いいたします。以上です。

(会長)

ご意見ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

対面でというのは私たちもできる限りやりたい部分でもございますが、コロナ禍が終わってもオンライン会議ができるところは続けていきたいと思っております。

特に前回お話しましたように、今年度は役所の都合ではございますけれども、会議室が押さえられないといったところも、もうすでに発生しておりますので、そこで全員集めるというのはもう現実的に無理ということもございます。ですので、今回も皆さんにオンラインを強要したわけでもございません。

一方で、この会場でやるので申し訳ございませんが、というところは確かにありましたが例えば遠くの委員さんも含めまして、オンラインの方が参加しやすい委員さんもいらっしゃるの、そこは会長含めご相談させていただきたいと思っております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。では継続検討していただきたいと思います。  
その他いかがでしょうか。

(会長)

それではこれで、本日の議事は全て終了しました。  
私からは、以上です。進行を事務局にお返しします。

(司会)

川越会長どうもありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項がございます。

次回の開催につきましては、7月27日(木)午後2時から市役所新館7階大会議室にて予定しております。本日と会場が異なりますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和5年度第1回松戸市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日は長時間ありがとうございました。